

01.11.16
11.11.17

労働運動 刑事被告人 問題大演説會

◎十一月十三日

午後七時

天王寺公會堂

- | | | | |
|-------|-------|-------|------|
| 辯士 | 布施辰治 | 野倉萬治 | 平井美人 |
| 三輪壽壯 | 井上末二郎 | 柴田富太郎 | |
| 松谷與二郎 | 石橋市作 | 西尾末廣 | |
| 高山義三 | 今吉一雄 | 藤岡文六 | |
| 小岩井淨 | 野田律太 | 木村錠吉 | |

◇白晝數百名の警官の眼前で殺された常峰君の犯人でさね知れぬ時、多くの收監された同志がした事が誰が立証するのか？
◇大犯人を逃がして、同所で同様な行動を採つたものは多くある、少数だけ獄中に、のは何があつたか。
◇新川の三八殺しは巡査だと噂して二十九日の拘留だ、常峰君を殺したのは巡査だと皆が云ひ思ふてゐるのに拘留をせぬところを見るに………
◇其時收監された同志の公判が十三日から大阪控訴院で開くこと。

主催 神戸收監者同盟

不承文書ヤマト、シテ大阪府警部押収サシヨ

- 第六條 本工作所ノ從業時間及休業日ヲ左記ノ通り定ム
但シ業務執行者會議ニ依リ就業時間ノ伸縮及臨時休業ヲ爲ス事ヲ得
- 一、就業時間 自午前八時
至午後四時三十分
- 一、食 休 時 間 自正午十二時
至 零 時 三 十 分
- 一、休 業 日 毎 日 曜 日
- 第七條 業務執行者ハ有給トス
但シ給料ハ日給トシテ入所迄ノ賃金ヲ標準トシ業務執行者會議ニ於テ決定ス
此ノ場合賃金ノ決定ヲ受ク可キ者ハ業務執行者會議ニ參加スル事ヲ得
- 第八條 本組合ノ所員會議ノ決定ニ依リ新組合員ヲ加入セシムル事ヲ得
- 第九條 組合員ガ本規約ニ違反シ又ハ本工作所ノ營業ニ不利益ヲ及ボシ又ハ暴行ノ有リ時ハ所員會議ノ決議ニ依リ總組合員ノ同意ヲ得テ除名ス
- 第十條 除名處分ヲ受ケタル者ニ對シテハ其拂込濟出資金ヲ拂戻スモノトス
但シ拂戻期日ハ除名ノ日ヨリ百八拾日以内ニ於テス
- 第十一條 本組合ノ存續期限ハ事業開始ノ日ヨリ滿二十年トス
但シ期間内ト雖モ組合員ノ一致ヲ以テ解散スル事ヲ得